



技 第 6 7 1 号
建不第 1 2 0 5 号
令和 4 年 2 月 7 日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年2月3日）に伴う工事及び業務の対応について

このことについて、令和4年2月3日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありました。

つきましては、本県においては、別紙2のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体におきましても御理解と傘下会員への周知をお願いします。

〔 県土整備部
技術管理課企画調整班 043-223-3442
建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116 〕

事務連絡
令和4年2月3日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年2月3日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年1月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年1月25日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年2月3日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の1都1道2府30県から、同年2月5日をもって和歌山県を追加した1都1道2府31県に変更するとともに、和歌山県において実施すべき期間を同年2月5日から同年2月27日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

別紙 2

技 第 6 7 1 号
建 不 第 1 2 0 5 号
令 和 4 年 2 月 7 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年2月3日）に伴う工事及び業務の対応について（通知）

このことについて、令和4年2月3日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙のとおり通知がありました。

県発注の施工中の工事及び業務（以下「工事等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年1月19日）に伴う工事及び業務の対応について（通知）」（令和4年1月25日付け技第639号及び建不第1161号）等のとおり引き続き適切に対応するようお願いします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

〔 県土整備部
技術管理課企画調整班 043-223-3442
建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116 〕